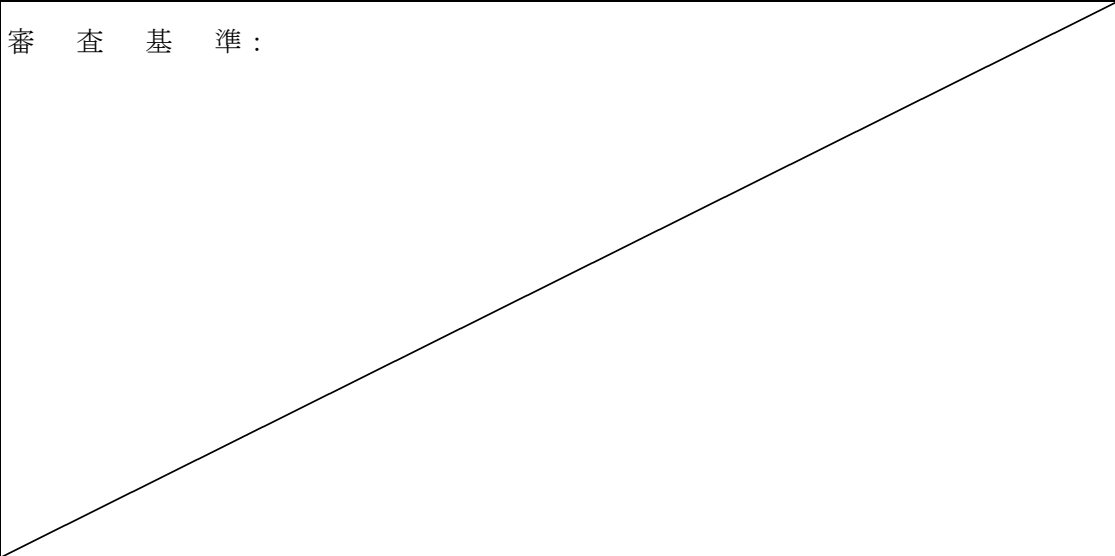


審 査 基 準

平成19年12月25日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 14日
申 請 先： 徳島県公安委員会（申請書提出先は、住所地を管轄する警察署又は警備員である場合は当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課のいずれか）
問 い 合 わ せ 先： 徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考：